

# 議員全員協議会会議録

(令和6年5月24日)

愛 南 町 議 会

# 愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和6年5月24日(金)  
招集場所 大会議室

## 出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	少林 法子	議員	石川 秀夫
議員	金繁 典子	議員	原田 達也
議員	中野 光博	議員	山下 正敏
議員	那須 芳人	議員	吉村 直城

## 欠席議員

なし

## 職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	主幹	小松 一恵
係長	山口 昌		

## 説明のため出席した者

町長	清水 雅文
副町長	木原 荘二
教育長	濱見 陽計

### (総務課)

課長	立花 慶司	主幹	上田 耕平
課長補佐	本多 大輔		

### (選挙管理委員会)

課長補佐	山下 公久
------	-------

### (企画財政課)

課長	清水 雅人
(企画財政課政策推進室)	

室長	桑原 真也
----	-------

### (税務課)

課長	山本 光伸	主幹	藤田 有紀
----	-------	----	-------

(商工観光課)

課長 兵頭重徳 主幹 大森安洋

(環境衛生課)

課長 山本正文 主幹 谷岡誠司

課長補佐 宮下留理子 課長補佐 小笠原和樹

係長 坂本涼

(保健福祉課)

課長 中川菊子 課長補佐 荒地ミドリ

(保健福祉課子育て支援室)

室長 土居純子 室長補佐 湯浅良彦

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置（令和6年度実施分）について
- 2 指定管理施設(温浴施設)の原油価格・物価高騰に伴う指定管理料の追加について
- 3 「愛南町再生可能エネルギー導入目標策定支援業務」における業務報告について
- 4 「愛南町下水道使用料の適正な料金水準について(答申)」における報告について
- 5 高齢者定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン接種)について
- 6 子どもの居場所づくり事業について
- 7 「大阪・関西万博」万博国際交流プログラムへの参加申請について
- 8 愛南町自治基本条例及び愛南町住民参画推進条例の一部改正について
- 9 愛南町選挙公報発行条例制定に係る検討結果について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 地方自治法第180条第1項の規定による専決指定の一部改正について
- 3 町長選挙と町議会議員選挙の同時選挙について
- 4 議員報酬について
- 5 議会だより発行準備特別委員会の議会だより試作号について
- 6 議員派遣について
  - (1) 第1回町議会議員研修会(愛媛県町村議会議長会研修)
  - (2) 令和6年度愛南町職員・教職員・議員等人権同和教育研修会(愛南町)
  - (3) 広報広聴議員研修(大学教授等による研修)
  - (4) ハラスメント防止研修(男女共同参画関連研修)
- 7 その他
  - (1) 議員の請負状況等報告について
  - (2) 損害賠償請求事件について
  - (3) 愛南町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について

(4) その他

開 会	9時00分
閉 会	11時57分

○**鷹野副議長** それでは定刻になりましたので、ただいまから第7回全員協議会を開会いたします。  
まず議長、挨拶をお願いします。

○**佐々木議長** 皆さん改めましておはようございます。

今日はちょっと1時間ほど早い時間に全員の方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

6月定例に係る今回の協議会でございます。スムーズな議案審議をよろしくお願いいたしますして、招集の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○**鷹野副議長** 続きまして、町長から挨拶をお願いいたします。

○**清水町長** 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和6年第7回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、佐々木議長には招集をいただき、また何かと御多忙の中、議員の皆さんにおかれましては御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、先月の17日、夜中の23時14分に発生をいたしました豊後水道を震源とする地震は、柏地区に設置する震度計で最大震度6弱が観測されました。多くの方が不安な一夜を過ごされたことと思いますが、幸い建物や、またその他の被害は少なく、議員各位には災害対策本部会議の議事録により、町内での被害状況を随時お知らせしたところであります。

災害の状況につきましては、外泊地区で石垣が崩落したほか、複数の漁港設備で段差が生じ、一部の公共施設では、ひび割れや剥落を確認しております。急を要する補修工事及び測量設計等は予備費を充当して対応しておりますが、今後、事業費が固まりましたら、災害復旧補正予算を編成することといたしております。

また、保健福祉課に所属します保健師及び栄養士は、本庁舎完成後も本庁舎と城辺保健福祉センターに分散して業務を行ってまいりました。このことにつきましては、令和元年9月議会定例会において、ワンストップサービスはいつ実現するのかとの御意見を頂いていたところであります。このことから、このたびの組織機構改革によりまして、新たに2つの室を設置したことに併せて、保健福祉課内に職員の集約を図り、業務に当たっているところであります。

本日は、6月定例議会に提案予定の案件など、9件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願いいたしますして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**鷹野副議長** ありがとうございます。

それではこれより先は、議長の進行により始めます。よろしくお願いいたします。

○**佐々木議長** それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず初めに、1番、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置（令和6年度実施分）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

山本税務課長。

○**山本税務課長** それでは、資料1、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置（令和6年度実施分）について御説明させていただきます。なお、現在、個人住民税の算定中でありまして、具体的な給付・減税の対象者数や金額などが確定しておりませんので、措置の概要についてのみ、対象者の抽出を行います税務課から御説明させていただきます。

今回の措置は、賃金の上昇が物価高に追いついていない状況の中、経済をデフレに後戻りさせないための一時的な措置として実施されるものであります。

まず、1、「新たに住民税非課税となる世帯への給付」及び「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付」についてですが、（1）の給付の内容及び金額につきましては、令和6年度において新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯の世帯主に対し、1世帯当たり10万円を給付するものであります。

既に令和5非課税給付または令和5均等割のみ課税給付の対象となった世帯や、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となっております。

(2)の給付開始時期につきましては、令和6年夏以降に順次給付開始予定としております。

次に、2、低所得者の子育て世帯への加算についてですが、(1)の給付の内容及び金額につきましては、今ほど説明いたしました上記1に掲げる世帯への給付の加算として、当該給付対象世帯の世帯員である18歳以下の児童に、1人当たり5万円を加算して給付するものであります。(2)の給付開始時期につきましては、1と同様、令和6年夏以降に順次給付開始予定としております。

次に、3、個人住民税の定額減税についてですが、(1)の減税の内容及び金額につきましては、令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税において、納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき1万円を減税するものであります。ただし、減税額がその者の個人住民税所得割額を超える場合は、当該額を限度とすることとなっております。

なお、所得税についても同様の減税があり、納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき3万円を減税することとなっております。

(2)の減税対象者につきましては、前年の合計所得金額が1,805万円以下である個人住民税所得割の納税義務者となっております。

(3)の減税の実施方法につきましては、①の特別徴収の給与所得者は、令和6年6月分の給与からの徴収は行わず、定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分から令和7年5月分の給与から控除することとなっております。

②の特別徴収の公的年金等の受給者は、2ページですが、定額減税前の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除することとなっております。

③の普通徴収の事業所得者等については、定額減税前の税額を基に算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、控除し切れない場合は第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除することとなっております。

なお、定額減税による個人住民税の減収につきましては、地方特例交付金により全額国庫で補填されることとなっております。また、定額減税につきましては、令和6年3月30日公布、4月1日に施行された地方税法等の一部を改正する法律に基づき行うもので、愛南町の税条例の改正が必要でありましたので、専決処分をさせていただいており、6月の定例会において報告させていただきます。

次に、4、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)についてですが、(1)の給付の内容及び金額につきましては、定額減税可能額が、当該納税者の令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を給付するものであります。ただし、納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ることとなっております。なお、米印1の定額減税可能額とは、所得税分につきましては3万円掛ける減税対象人数で算出し、個人住民税所得割分につきましては1万円掛ける減税対象人数で算出されます。また、減税対象人数とは、納税者本人プラス同一生計配偶者プラス扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)の数となっております。

(2)の給付開始時期につきましては、令和6年夏以降に順次給付開始予定となっております。

最後に、5、予算計上についてですが、現在、個人住民税の算定中でありますので、税額確定後、対象者及び対象金額の把握ができ次第、追加補正で予算計上することと考えております。

以上で税務課からの説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○**金繁議員** これ国の施策に沿って行うということなんですよ。財源も全て国の交付税ですよ。

新たに、これ非課税世帯、1の対象となる世帯数をお聞きしたいのと、それからこの1万円・3万円というのも国の指定しているままだと思うんですけども、愛南町独自に、例えば今日出されている議案の中に、指定管理者に、電気代・光熱費が上がっているので350万円ぐらいでしたか、町が出しますというものが入っているんですけど、町民に対してそのような、町独自に考えられている施策っていうのはないんですかね。

○**佐々木議長** 山本税務課長。

○**山本税務課長** まず、最初の質問なんですが、非課税世帯と均等割世帯の世帯数ということなんですけども、先ほど説明しましたとおり、今、個人住民税の算定中でありまして、まだ正確な数字出ていないんですけども、非課税世帯と均等割のみの対象世帯としては、前回給付したときと大体同程度の世帯数にはなるとは思いますが、今回、新たなというのがつきますので、令和5年度に給付した世帯は対象外となります。したがって、かなり減ってくるものと見込んでおります。

2番目のその他の施策については、税務課としては考えているものはございません。

以上です。

○**佐々木議長** 金繁議員。

○**金繁議員** ありがとうございます。その新たにこの対象となる世帯数が分かりましたら議会のほうに共有していただきたいんですけども、よろしいですか。

○**佐々木議長** 山本税務課長。

○**山本税務課長** そしたら、分かり次第共有することとさせていただきます。

以上です。

○**佐々木議長** よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**佐々木議長** ないようなので、1番を終わりたいと思います。

続きまして、2番、指定管理施設(温浴施設)の原油価格・物価高騰に伴う指定管理料の追加についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

兵頭商工観光課長。

○**兵頭商工観光課長** 商工観光課です。

資料番号2番、指定管理施設(温浴施設)の原油価格・物価高騰に伴う指定管理料の追加について説明をさせていただきます。この内容は、昨年5月の議員全員協議会でも説明をさせていただいた内容と同じでもあります。

1の概要です。原油価格高騰等により、電気・ガス料金及び燃料費などの高騰が過去に類を見ないほどの上昇が続いております。このため、指定管理施設の施設運営に影響を及ぼしていることから、今後も安定した施設運営を行い、町民や利用者サービスへの支障を回避するため指定管理料を追加します。

2の対象指定管理者は、昨年度と同様の下記のとおり2事業者です。

3の対象経費は、これも昨年度と同じ電気料・LPガス・重油です。

4の対象経費の差額は、下記の算出表を御覧ください。

区分ごとに、コロナの影響を受けていない平成30年・令和1年・2年・3年の4か年平均と、令和5年度を対比して算出しております。ゆらり内海は306万4,352円、山出憩い

の里温泉は306万2,229円となっております。

5の指定管理料追加額は下記のとおりです。この金額は今回の補正予算額となります。

6、その他は、昨年度と同じ総務省の通知を示しております。

以上が、指定管理施設（温浴施設）の原油価格・物価高騰に伴う指定管理料の追加についての報告です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これ、ゆらり内海と山出憩いの里温泉に原油価格高騰などにより電気・ガス料金、燃料費が高騰して大変であろうから約300万円ずつ町から出しますよということなんですけど、これはほかの指定管理の施設というのは除かれているんですが、考慮されなかった理由を教えてください。

2点目は、その他のところに書いてありますが、運用の留意点。2つの方法でこの増加分を考慮する、決定することができるかとあるんですが、この2つの方法、愛南町では、協定なのか協議なのか、どちらの方法で行われたのか教えてください。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 今回の指定管理料の追加について、ほかの指定管理施設の対応はしていないのかというまず1つ目の御質問なんですけど、重油等を使っております部分が多い金額となっておりますので、温浴施設が重油を使っているということで、こちらの2施設、温浴施設等に限定をさせていただいております。

2点目の算出の根拠につきましては、指定管理者と基本協定書を結んでおります。その中で不可抗力が発生した場合というときの文言もありますので、その対応策として今回の追加の対策を取っております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

吉村議員。

○吉村議員 これ協定書の中はともかくとして、指定管理料は分かるんですけども、これ通常ならば値上げに、そっちのほうはどがいなとんですか。それを併せて指定管理料をだしたら意味が分かるんですけど、そっちをせずに、触らずに指定管理料だけだったら、企業努力というのは全くないということなの。そうでしょうか。どうですか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。

昨年度、使用料につきましても、条例の中で御審議いただきまして、値上げの措置も取っております。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 それ以降はないということですか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 それ以降はやっておりません。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 ということは、値上げの分は、それはいじくるのはもう去年の分が限度ということですね。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 値上げの部分を再度やるということになりますと、ちょっとその辺も混乱す

ることもあろうかと思えますし、この原油価格の高騰がどこまで続くかということもちょっとはっきり分かっておりませんので、少しお時間を、まだ様子を見る期間が必要かなと思っております。値上げのほうについては、まだ今のところ考えておりません。

以上です。

○吉村議員 もう一点。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 ということはこれ値上げ、値下げということはないと思うんだけど、重油代が。今後、その辺も踏まえて見るという回答でいいんですね、そしたら。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 値上げにつきましては、もう少し様子を見させていただいて検討させていただきます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、2番を終わりたいと思います。

続きまして、3番、愛南町再生可能エネルギー導入目標策定支援業務における業務報告についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは環境衛生課から、愛南町再生可能エネルギー導入目標策定支援業務における業務報告について説明しますので、資料3を御覧ください。

本業務は、2050年カーボンニュートラルに向けて、本町の温室効果ガス削減目標や再エネポテンシャルなどを踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築を提案いただいたものであります。

まず、1の本業務の成果報告書の内容についてですが、本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、愛南町の脱炭素シナリオの将来推計結果を基に、2030年度は2013年度比46%削減を、2050年はカーボンニュートラルの実現を目標としております。それに伴い、今回の報告書では、2030年のCO<sub>2</sub>排出量の目標の9万トンまで削減するためには2万8,200トンの削減が必要であり、その内訳は省エネによる削減量を1万9,000トン、再エネ導入・住民の省エネのための行動変容策による削減量を9,200トンと算定しております。

また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けてのCO<sub>2</sub>排出量の削減目標は5万6,500トンで、その内訳は省エネによる削減量を3万5,600トン、再エネ導入・住民の省エネのための行動変容策による削減量を2万900トンと算定しており、さらに、様々な施策を実施した上で残るCO<sub>2</sub>排出量の4万7,200トンについては森林吸収量の活用によって相殺することにより、2050年カーボンニュートラルを達成する見込みとなっております。

なお、これらの説明につきましては、3ページの資料1を参照、御確認お願いいたします。

続きまして、2の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた方向性についてですが、2030年の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取組として、再生可能エネルギー導入においては、公共施設の導入可能施設の50%、戸建て世帯の住宅の10%、事業所等の導入ポテンシャルの4%、ソーラーシェアリングとして作付面積の5%、荒廃農地の活用として導入ポテンシャルの0.2%に導入することにより、年間6,103トンのCO<sub>2</sub>削減が見込めると試算しております。

まず、省エネ施策の取組では、産業・家庭・運輸部門において、高性能ボイラー、事業所のZEB基準の断熱建築物、ZEH基準の断熱住宅、乗用車及び貨物車のEV導入などを実施することにより、年間1万9,021トンのCO<sub>2</sub>削減が見込まれると試算しております。

また、行動変容の取組では、車両のeスタートの実施、LEDランプへの取替え、衣類の自然乾燥、間隔を空けずに入浴、電気カーペットの低温度設定など、省エネのための行動変容を世帯の30%が実施することにより、年間3,492トンの削減が見込まれ、これらの取組で合計約2万8,600トンのCO<sub>2</sub>削減効果が期待できると試算されており、2050年においても同様の取組をさらに高い割合で実施することにより、年間約5万6,900トンのCO<sub>2</sub>を削減できれば、温室効果ガス排出量削減目標の達成に貢献できると報告されております。

これらの説明につきましては、4ページ及び5ページの資料2を参照、御確認お願いいたします。

続きまして、3の本町における取組についてですが、まず(1)の地域レジリエンス事業についてですが、こちらは災害等に対する強靱性の向上に向けた再エネ事業でありまして、昨年度より先行して進めている取組となっております。

国の補助事業を活用して、本町の地域防災計画により災害時に避難施設として位置づけられている公共施設に再生可能エネルギー設備を設置する事業であり、令和5年度、昨年度におきましては御荘文化センター41.5キロワット、学校給食センター71.4キロワットの2施設に設置しております。なお、今年度、令和6年度は2～4施設への設置を検討しております。

次に、(2)の公共施設への太陽光発電設備等の調査支援事業についてですが、この本事業も共同実施事業者が主体となって、国の補助金を活用して公共施設等における太陽光発電設備等の日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査など、太陽光発電その他の再エネ設備の調査検討を行う事業であり、今年度におきましては32施設程度の調査を予定しております。なお、この事業は共同実施事業者が主体となり行っていただける事業のため、本町が調査費用等を負担する必要はございません。

次に、(3)の町民への情報提供についてですが、先ほど、2の方向性でも説明しましたが、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、行政・事業者・住民が一体となって取り組まなければ目標達成は難しいものと捉えております。よって、本課としましても、積極的に広報やかんきょうかわら版などを活用するなどして、脱炭素に係る支援制度の紹介や活動の情報をさらに提供していきたいと考えております。

次に、(4)の脱炭素に係る各種補助金等の周知、啓発活動についてですが、先ほどの(3)での説明でもありましたが、行政としましては、関係する各課で取り組み、取組が実施可能なものを抽出し、定期的に愛南町脱炭素推進本部会議でその取組内容や推進状況などを把握するとともに、町内で実現可能な省エネ推進、再エネ導入施策や関連する支援制度の情報を共有することにより、削減目標の達成、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、(5)の愛南町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定についてですが、本業務の成果報告書を基に、2050年までの脱炭素社会を見据え、再エネ導入目標や地域脱炭素の実現に向けた新たな政策及び施策を構想し、本町の地方公共団体実行計画(区域施策編)を令和8年3月末をめどに策定を進めていくこととしております。

最後に、4のその他についてですが、今回の業務に当たり、(1)のワークショップ及び(2)のアンケートをそれぞれ実施しており、参加者や御協力いただきました住民の皆様方からは、様々な意見等を頂いております。今後、これらの意見等を参考に活用していきながら、本町のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、御意見等につきましては、6ページから10ページまでの資料3及び4で紹介しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、愛南町再生可能エネルギー導入目標策定支援業務における業務報告についての説明とします。よろしく申し上げます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 2ページの町民への情報提供ですとか、(4)の啓発活動、周知なんですけど、これ現在ある既存のその支援制度っていうのがまだまだ不十分だと私は思うんですけども、この結果を踏まえ、町民のアンケートからでも補助金の充実というのは一番大きな要望として明らかに出ているわけですよ。なので、より一層充実するべきだと思うんですけども、それについてはいつ頃どのように検討されるのか、これ(5)に書いてある令和8年3月をめどにっていうところまでしないのかどうか、今の現時点での予定をお聞かせください。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今、議員がおっしゃられた補助金の関係でございますけど、確かに区域施策編は令和8年3月までに策定しなければなりませんので、それまでには補助金が、今現在、再エネの関係の新エネルギーの補助金がありますので、それらも充実するような方向も考えながら、令和8年3月までにどのような方向に進めていくか考えていきたいと思っております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 太陽光とか新エネに物すごく偏っているような印象も受けるんですね。前からもう繰り返し言っていますけれども、やっぱり今日の商工観光課で燃料費ね、2つの施設だけでも300万円灯油に燃やしていると。それをなぜ熱ボイラーにできないのか、まきボイラーにできないのかっていうことも言っていますし、産業部門、特に農業の化学肥料とかも非常に大きいですよね。国がこれ早く進めてくださいって言うのに、なかなか進まない。他部署連携大変ですけども、それもやってくださいということで、やるということになっています。

そういうもっと多面的、そして横連携をした計画にしていただかないと、もう太陽光パネルくっつけて終わりみたいな感じに、極端な話ね、私は印象を受けますよ。

ですので、新エネに偏るのではなく、全般的かつ横連携した、充実した具体的に充実した施策をつくってほしいんですけども、今どのようにお考えでしょうか。これまで何回もお願いしてきているので、今の時点でどのようにお考えかお願いします。これ町長にお伺いすることですけどね。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今、御指摘ありました太陽光なんですけど、一応、愛南町の再生可能ポテンシャル、一番高いのは太陽光の発電が一番高いということで、うちのほうも太陽光のほうは推進するような形ではありますけど、先ほど言いました今度本部会議、先ほど説明しました町の脱炭素本部会議の連携、取組ということで、令和5年度は2回実施しております。12月と3月それぞれ1回ずつしておりますが、その中で脱炭素に向けた最近の動向、また再生可能エネルギー導入を目的としたこの業務における中間報告を12月に行いまして、3月にはこの業務の報告及びこの脱炭素に向けた愛南町の取組ということで、各関連する、事業課の関連する施策や、国の施策や補助金等の紹介のほうもさせていただいております。あとそれをどういうふうに進めていくかを、今後またこの本部会議のほうは常に情報を集約するためにも、毎回開催することによって、いろんな進捗状況とか、各課のどのような取組かをまとめた上で、町長を本部長とするこの会議でいろいろそういう形を指導とか、助言とか、そういう形で担当課のほうはやっていきたいと思います。

なるべく、この事業は行政だけでできるものではございませんので、先ほど言いました第一次産業、第一次産業といいますか産業部門のCO<sub>2</sub>排出量がかかなり多いという感じで、農林水産業のほうが多いと思いますので、そこら辺の削減に向けた取組のほうを各事業系の課のほうにも情報共有しながら、どういうふうな取組をしていけばいいか、またそれは情報共有して進めていければという考えでおります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

少林議員。

○少林議員 御質問させてください。

例えばEV車の導入とかの促進もあります。補助金もあるわけなんですけど、以前もそれで給油でなくて充電するところは相変わらず3か所以外ないと。これはどうなのかっていうのを車の会社を回ってみましたけれど、宇和島まではいろいろ来ているけど、充電のステーションもちゃんとしなくちゃいけないと。こちらでは採算が取れないから愛南町にするつもりはないと、どこ回ってもそう言われたんですね。

というわけで、企業のほうに積極的に町のほうがやっぱり出向いて行って、そういうところがない限り、幾ら補助金出すといってもなかなかEV車を買おうかとならない。だから全部の整備がきちんとできてからやっとEV車を買っていくだろうと思うので、そういうふうな、さらに外、企業とかに出て行って町の方針でやっていくという、そういうおつもりはありますでしょうか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに今、議員御指摘のとおり、愛南町に多分、恐らく電気で充電する箇所は3か所程度しかないと思います。その件は担当課としましても、ちょっといろいろ先ほどのEVの普及に当たっても、なかなか一つの問題と考えています。

今ちょっとそういうような業者うちのほうにPRに来ているところもありますので、どこかの施設にどういうふうにしたらそのほうができるかというのも今ちょっと検討中ではあります。あとはどこの施設につけたらいいかというのもちょっと出てきますので、そこら辺はホテルとかいろんなところも踏まえた上で、ちょっと課内でも考えていければという考えでおります。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、3番を終わりたいと思います。

続きまして、4番、愛南町下水道使用料の適正な料金水準について(答申)における報告についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは引き続き、環境衛生課から愛南町下水道使用料の適正な料金水準について(答申)における報告について説明しますので、資料4を御覧ください。

昨年5月に町長から諮問のありました愛南町下水道使用料の適正な料金水準につきまして、環境審議会において審議を重ね、その答申が本年3月に提出されました。その内容としましては、まず1の下水道事業の現状についてですが、本町では、令和5年度まで、農業集落排水事業・漁業集落排水事業・個別排水処理事業の3事業を小規模下水道特別会計で、特定地域生活排水処理事業を浄化槽整備事業特別会計で経営しておりましたが、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、令和6年4月から地方公営企業会計へ移行しております。

なお、両特別会計とも収益的収支は料金収入では運営経費を賄えず、一般会計からの繰入金に依存していたことから、今後も財政基盤は脆弱な状況となるものと考えられております。

次に、2の下水道事業の料金体系についてですが、下水道事業の料金体系は小規模下水道事業と浄化槽整備事業で異なっており、料金格差は公平性の観点から課題があるとされております。

(1)の小規模下水道事業では、合併後、従量制及び人頭制の2方式で運用していましたが、平成24年度から汚水量に応じて料金を負担する従量制に統一しております。使用料は水道使用量を基に算出しており、決算統計で基準となる20立方メートル当たりの使用料は2,620円で、愛媛県平均と比較すると510円低い料金水準となっております。

また、(2)の浄化槽整備事業では、住宅の延べ面積に応じて算出する人槽制を採用しております。本町の主体である5人槽の使用料は3,670円で、愛媛県平均と比較すると345円高い料金水準となっております。

なお、3ページには他市町との比較表を記載しておりますので参照、御確認をお願いいたします。

次に、3の課題についてですが、まず(1)の経費回収率の低下と収支不足についてですが、下水道事業全般で見ると経費回収率が低い水準にあり、使用料収入だけでは運営経費を賄うことが難しい状態にあります。そのため、収入不足分を一般会計からの繰入金に依存しており、経営の持続性に課題がある。

次に、(2)の料金体系の公平性についてですが、小規模下水道事業と浄化槽整備事業との料金体系は異なっており、差異が存在しております。不均衡な料金体系は公共サービスの平等な提供という観点から見ても課題があり、応益負担の原則に基づく受益者負担による収益の改善に努める必要がある。

次に、(3)の公営企業会計への移行についてですが、令和6年度から地方公営企業会計へ移行されており、独立採算制を原則とする中で経営改善、また企業としての経済性の発揮が求められる。

次に、(4)の家計への負担増についてですが、愛媛県の家計状況は、実質賃金の減少や物価上昇の影響も受け、家計への負担が増加している状況であることから、下水道料金の改定は家計負担を増大させる可能性があり、住民生活への影響は大きいという点などが課題として挙げられました。

次に、4の適正な料金水準の在り方としての答申内容になりますが、まず(1)の現行料金体系の問題点と改定の必要性についてですが、現行の小規模下水道事業と浄化槽整備事業の料金差異が公平性に欠けているとの認識から、料金体系の均一化が求められており、また現行体系では将来の収支不足が予想されることから、経済や社会の変化、維持管理費用の上昇などにより、現行の料金設定では必要な資金調達は難しく、適切なサービスの維持が困難になるおそれが高い。したがって将来的なサービスの持続可能性を確保するためには、現行の料金体系の見直しは必要であると提言がありました。

次に、(2)の具体的な料金体系についてですが、審議会で協議した結果、小規模下水道使用料と浄化槽使用料を水量制による料金統一を行い、5立方メートルごとに超過料金を設定する料金体系が適当であると考え、20立方メートルの使用料金3,690円を基本とした改定案が提案されました。この改定案は5立方メートルごとに超過料金を設定することで、料金収入の安定化を図ることができ、さらに20立方メートル以上使用した場合には、超過料金の設定により料金の上昇幅を低く抑えることができるものであります。

なお、課題としましては、小規模下水道の改定率が40.8%と高くなることから、利用者の理解と協力が必要であるという点です。さらに、5立方メートルごとの超過料金設定に関しては、ほかの自治体での事例がないため、導入に際しては研究が必要との記述がありました。また、上記の水量制による料金統一での改定が難しい場合の代替案として、浄化槽使用料・料金体系は据え置き、小規模下水道のみ料金改定を行う体系の提案もありました。

具体的な改定内容は、使用料20立方メートル当たりの料金を3,550円に設定する実質改定率35.5%の案であり、浄化槽の料金体系は変更せず、小規模下水道料金の改定による増額分がそのまま料金収入になるため、収入増加につながり、小規模下水道料金の実質改定率

が抑えられるのが利点となっております。使用料20立方メートル当たりと比較すれば、小規模下水道が3,550円、浄化槽が3,670円となり、料金格差は現行の体系と比べると大きく縮まりますが、料金体系の統一が実現できていないため、利用者の公平性において課題は残る形となっております。

なお、4ページには、それぞれの案における料金を記載しておりますので、参照、御確認お願いいたします。

次に、(3)の改定の時期についてですが、料金改定時期については住民の生活状況や経済的な負担を考慮し、影響の少ないタイミングを見極めることが重要であり、また改定に関する情報を住民に伝え、理解を得る必要があることから、適切な周知期間を設ける必要があり、令和7年度以降が望ましいとの提言がありました。

最後に、(4)の住民への十分な情報提供についてですが、下水道料金の改定は住民生活に大きな影響を及ぼすため、町は料金改定の趣旨や下水道事業の健全化、応益負担の必要性などについて、利用者の理解がより得られるよう十分な情報提供を行うことが必要であるとの意見がありました。

以上、簡単ではございますが、愛南町下水道使用料の適正な料金水準について(答申)における報告の説明とします。今後、町としましても本答申を基に、適正な料金体系の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

金繁議員。

○金繁議員 慎重な審議をしていただいたようで、答申の内容、報告ありがとうございました。

2ページ目の冒頭にあります家計への負担増の中で、愛媛県の家計状況が厳しくなっているということを考慮していただいています。それ自体すばらしいと思うんですが、愛媛県の個人所得全国で43位まで、四国内で最下位に、四国の中で最下位に落ちていますので、考慮されたことはすばらしいんですけども、さらに一步進んで、愛媛県の中でも繰り返しますけど断トツの最下位、県民所得平均の年間50数万円低い愛南町、この愛南町の家計の負担増ということを一歩進んで、今後検討して、審議会で検討していただきたい、そういう資料もそろえて審議員の皆さんに話し合っただけたらというのが一つ要望です。お考えをお聞かせください。

2つ目、一番最後の住民への十分な情報提供なんですけれども、こういうふうに住民に情報提供して納得を得ていただくという姿勢もすばらしいと思います。具体的にどのような情報提供を考えていらっしゃるか。やっぱりかわら版で一方的に配るだけでは、なかなか十分な理解が得られないと思うんですね。できればそこ、双方向のコミュニケーション、住民側の声も聞いていただくっていうことも、できればお願いしたいんですけども。でも総じて上水道もこのぐらい慎重に審議していただけるといいなと思いました。

以上、2点お願いします。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 1点目なんですけど、一応、今回これで審議会のほうが答申を町のほうに出されましたので、この内容を基に、町のほうでどのような形で改定をするかを、また時期についても考えていきたいと思っております。その内容を町の中で検討した上で、こういう方向に進めるという案ができましたら、それを住民説明会等も開催しながら、特に集排の関係はエリアが決まっていますので、その方々にはちょっとこの必要性、やっぱりどうしても今のままじゃなかなか経営が厳しいというのも説明しますし、どうしてもこれだけ上げないけんという理由も説明しますし、どうしたら、またそこで意見が出た場合、その意見についてどう考えていくかというのでも考えながら決定していければという考えでおります。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 この価格改定した場合の年間の収支改善ってどれぐらいになるんですか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 まず、答申にありました1案のほうなんですけど、5立米ごとということになりますと、どんどん人口も減ってくるかもしれませんが、大体400万円をベースに増加していきますが、やはり人口が減っていきますので、途中からやはりその収益というのは落ちてくると思います。よって、それも時期が来ましたら、定期的な料金改定も必要ではないかなという考えではあります。5年間で約500万円、年間100万円ぐらい増加するんじゃないかなという形では考えております。

2案につきましては、先ほど浄化槽のほうは据置きということなんで、丸々小規模下水道のほうの事業の料金改定した分だけが利益としては上がりますので、年間大体600万円程度上がりますので、5年間で3,000万円ほど収益が上がるような形で試算はしております。ただこれも人口とかいろいろ町の今後の推計も考慮しながら考えてはおりますけど、なかなか料金改定も、経営改善は難しいので、応益負担、また独立採算制の原則を基に、対応できるところは進めていければという考えでおります。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 1案で年間100万円ぐらいの収支改善ということで、小規模下水道については100万円程度ということなんですけど、受益者負担ということで人口がどんどん減っていったら、1回じゃ利かない、2回3回と継続して料金改定は安易に推測されるんですけど、根本的に何かこう、人口が減ってもこの小規模下水道を続けていくのか、代替案があるのかお聞かせください。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 この小規模下水道につきましては、今、令和4年度からも施設の改修のほうを含めた上で国の補助金を活用しております。結果、小規模下水道は可能な限り継続して続けていかないとはいえないとは思っているんですけど、先ほど議員が御指摘ありました、人口も減っていくってところもありますので、料金体系ではなく、維持管理のいわゆる歳出のほうの削減も含めた上で経営改善を行っていかれたらという形で、今度料金改定がある程度決まりましたら、新たな経営戦略のほうも策定して、どういうふうに進めていくかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 答申出されていますけれども、これでは私はまだ不十分だなというふうに思いますよ。料金なんですけれども、対象となって上がるのは小規模下水道の料金だけですよ。

浄化槽については、これは料金は100%取れるわけですね。上がっているから。でも、小規模下水道の場合は、家の前まで排水管が来ても接続していないというところですね。だから小規模下水道に対しては対象者の100%は取れないんですよ。本来、私のところ、地元なんかやったら50%か60%ぐらいですよ。ですからその接続率を上げることもまた私は必要ではないかなというふうに思うんですけども、担当課としてはどうでしょう。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに議員御指摘のとおり、接続率、特に漁業集落排水のほうは農集に比べると若干低いようなところもあります。今、令和6年3月31日現在で、接続率のほうは83.4%、若干昨年よりは増えているんですけど、この接続率に関しても担当課としましては、可能な限り接続していただくように要望をお願いしますけど、先ほどのちょっと社会情勢の関係

もありますので、なかなか家庭でも厳しいところがあるとは思いますが、そこら辺も踏まえた上で可能な限りお願いしたらという形で、周知のほうを行っていただければと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 私はこの物価がどんどん上がる中で、料金改定はそれに合わせて、順次行っていかなければならないと思っています。その協議の中で、ここには7年度以降が望ましいだけしか書かれていませんけど、その改定の方法というか改定の時期などについても協議は行われなかったのでしょうか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 答えします。

審議会の中では、特に8年度、9年度とかそういう指定はありませんでしたが、やはりそこら辺の社会状況をやっぱり見据えた上での料金改定をすべきじゃないかという委員さんからの意見がありましたので、今回この答申の中では、7年度以降という形では書かさせていただきました。

あとは今度ある時期とか、そういう形はまた再度この答申を基に協議をした上で、どういふうに進めていけばいいか、また改定率は、このままだとなかなか高いともありますので、そこら辺も踏まえた上で、今後、改定する数値等をまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 ということであれば、ぜひとも今後の環境審議会とかの中で、改定の時期、例えば5年後に見直すとか、3年で見直すとか、そういったことも含めて検討していただければと思います。でないと、やはり企業会計導入したにもかかわらず、財政の健全化を図れないのであれば意味ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに議員御指摘のとおり、やっぱり定期的な料金検討、また料金改定というのは必要だと思いますので、その随時合ったような形で随時審議会のほうには提案していきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、4番を終わりたいと思います。

続きまして、5番、高齢者定期予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種）についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課から、高齢者定期予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種）について御報告いたします。

令和3年度より開始した新型コロナワクチンの臨時接種は令和5年度末で終了し、令和6年度より、高齢者の重症化予防を目的とする定期予防接種として位置づけられました。3月15日の国の説明会で、ワクチンの接種対象者と接種費用の目安が示されましたので、接種に向けて6月補正で予算計上させていただこうと考えております。

対象となるのは、65歳以上の高齢者と、60歳から65歳未満で重症化リスクの高い方となります。対象者数は合わせて8,883人となります。接種回数は、年1回、秋冬の時期で接種となります。

使用するワクチンは現在開発中で、新型コロナウイルスの最新株に対応したワクチンとなる予定です。

接種は医療機関での個別接種で行います。インフルエンザと同様に、65歳以上の方には接種券と予診票を送付いたします。60歳から65歳未満の重症化リスクの高い呼吸器・心臓・腎臓疾患で身体障害者手帳1級相当の方につきましては、申請をいただいた後に送付をさせていただきますことしております。

接種費用は1件当たり1万5,300円となる予定で、今年度に限り国から1件当たり8,300円の助成があります。自己負担額は3,000円です。この金額は愛媛県内の広域接種で統一した金額となっております。

接種見込み数については、令和5年度の接種状況や、自己負担が必要なことも踏まえて40%の接種率で見込んでおります。6月補正予算につきましては、接種券と予診票の印刷製本費、接種委託料、県外で接種した際の補助金で、総額4,390万7,000円を計上させていただきたいと考えております。

歳入については、国から1件当たり8,300円の負担金がありますので、接種見込み数を3,561人と見込んで2,955万6,000円を計上しております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 ちょっと2点ほどお伺いいたします。

この資料の項目の3番に、接種回数年1回・秋冬ということですが、これについては今後定期的に年1回ワクチン接種の案内があるのか。

もう一つは、最近やっぱりコロナワクチン接種による副反応というのが一定程度起きておまして、厚労省のほうからも報告があるわけですが、ここの項目7のところ、接種見込みとして接種率40%ということですが、今回のコロナ、高齢者へのワクチン接種というのは、強制ではなくて、あくまでも本人の希望によって接種すると捉えていいのか、お伺いいたします。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 お答えします。

1つ目の接種の回数と時期についてですが、年1回・秋冬ということになっておまして、年1回高齢者の方については御案内をさせていただくようになっております。秋冬の時期についてはまだ具体的に示されておられません。

2点目の副反応についてと、それから高齢者のこういった形で接種するかについてですが、これまでのワクチン接種が臨時接種ということで努力義務が発生しておったんですけれども、今回定期予防接種となっております。B類の定期予防接種となっておりますので、本人さんの接種の希望により接種をしていただくようになっております。

以上です。

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 今後のコロナワクチンの接種については、補助金が出るので、念のために皆さん接種しましょうと。これだけではないかなと私は思っております。やっぱり健康を損なうリスクもまれにあるということも併せて事前にお伝えした上で、最終的に本人の意志をもって接種することをやっていかないと、後々問題になる可能性もありますので、このことについて、事前にリスクのほうも併せて周知した上で案内するということを考えていかないとけないと

思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、健康被害の辺りも重要かと思っております。

ワクチンにつきましては、個人の感染防止であったり、重症化予防というところで接種を促進するところではあるんですけども、本人の意思というところも大変重要になってくる所です。

健康被害につきましても、ワクチンの副反応であるとか、健康被害の状況等につきまして、ホームページですとか、御案内する個人通知の中で周知をしたり、あと医療機関への掲示等も含めて行っていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 ちょっと2番の対象者の重症化リスクの高い方の対象人数はどういうふうな根拠で出された人数ですか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

対象者の2番の60歳以上65歳未満で重症化リスクの高い方というのは、身体障害者手帳の呼吸器・心臓・腎臓疾患で手帳1級相当の方で数えて13名となっております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 コロナワクチンによって心臓、病気で亡くなったりとか血栓ができたりとか、重篤な結果が生じているので、町民への副反応の告知についてしっかりお願いしますということで対応はしていただいています。今回接種率40%って結構高いのかなと。これ、人によっては7回目とかになってくると思うんですけど、こんなに打っているの日本だけなんですよ。だから愛南町でこれだけ、40%なんていう高い目標値を掲げるその合理的な理由は何なのか、教えてください。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 今回、接種率を40%で見込んだ理由につきましては、昨年度、春接種と秋接種でコロナワクチンを高齢者の方に打っているんですけども、春接種で58.4%、秋接種が49.9%の接種率がございました。それと、今回自己負担がかかることも合わせて40%の接種率を想定しております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 これだけ高い接種率を掲げながら、結果的には20%でしたとかいうこともあり得ると思います。でも、私はそれでいいと思うんですよ。もうコロナワクチンの副反応が大きい以上、それを越えるメリットって本当にあるのかっていうのもまた疑問も呈されていますので、そこは目標値を大幅に下回っても、全然責任を感じる必要はないと思いますけれども、その点は町長に進言しておきたい点です。

以上です。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 国のほうからもワクチンの健康被害とワクチンの効果によるリスクマネジメントで、接種したほうが感染の率が低いというところで判断して、高齢者とそれから重症化リスクの高い方への接種ということになっております。接種を希望される方が本人の意思で接

種できるようにということで、40%で予算計上をさせていただいているところです。  
以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで5番を終わりたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

この時計で10時15分から再開します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、6番、子どもの居場所づくり事業についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 失礼します。保健福祉課子育て支援室から、子どもの居場所づくり事業について御報告いたします。

1の子どもの居場所づくり事業につきましては、以前より説明させていただいておりますが、B&G財団の子ども第三の居場所助成事業を活用し、子供たちが安心して過ごせる居場所の整備や、家庭の持つ力をサポートするための基本的な生活習慣や学習習慣等の支援、また体験活動などの機会を通じた地域や社会との関わりを学ぶ支援等を実施するため、現在、令和7年4月の運営開始に向けて準備を進めさせていただいております。

前回からの進捗状況としましては、施設整備につきましては、B&G財団より施設開設費助成費として、令和5年12月4日付で、助成金額5,000万円の内示通知を頂いております。現在、実施設計を行って、引き続き施設整備を進めていきたいと考えております。

運営に関しましては、令和7年度子どもの居場所運営業務委託事業者について、特定会議を開催し、公募型プロポーザル方式により審査を行い、令和6年4月19日付で社会福祉法人愛南町社会福祉協議会に特定しております。

次に、2の6月補正予算についてですが、令和6年度施設整備、令和7年度運営開始に向け、施設の建設並びに令和7年度運営開始に向けた準備事業等に係る予算を計上させていただきたいと考えております。

(1)施設整備に係る予算として、別添資料にもありますが、御荘夢創造館に隣接する場所に、木造2階建て、1階142.59平米、2階47.83平米、延べ床面積190.42平米の施設建設工事費4,895万円、監理委託料99万円を、また、(2)令和7年度子どもの居場所事業運営準備業務委託料として、対象児童に対する働きかけや、各種研修・会議への参加などの運営準備に係る経費として36万6,000円を、(3)B&G財団主催、全国の子ども第三の居場所設置自治体が参加対象の、サミット参加旅費21万2,000円を計上させていただきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールですが、B&G財団助成金交付手順等も踏まえながら、今年度、建設工事費や監理委託料、家電・什器等の備品購入費を、令和7年度は事業運営委託料や施設の維持管理費等の予算措置を考えております。

以上、子どもの居場所づくり事業についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 2点お伺いします。

この居場所づくりなんですけども、経済状況、それから家庭環境に課題を抱える子供たちに

ということで、これは今現在どれぐらいの人数を考えているのか、一つ教えてください。

それからプロポーザル方式で特定ということで、社会福祉法人ということで、福祉協議会にまた委託をするということなんですが、今、おかえり子どもクラブ等々、いろんな形で全て社会福祉協議会ということになっているんですが、ほかに愛南町でこういう委託業務を受けるところはないんでしょうか。2点お願いします。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 お答えします。

1つ目の居場所の対象人数についてですが、登録の予定については20名以上ということで予定をしております。

現在、配慮の必要な御家庭、また不登校ですとか、子ども支援センターの利用ですとか、夏休み子ども教室、ほかの担当課で参加されている子供さん等も見越してそのように考えております。

2つ目の社協以外の実施主体ということなんですが、以前この事業をするということで説明会のほうには11事業所が参加していただいているんですが、実際のところ手を挙げられたのが社協1者ということでありました。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

吉村議員。

○吉村議員 これ建設工事費、数字で見ると5,000万円弱なんですけども、町内でランク的に、この基準に入札に入る資格のある業者何社ありますか。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 ちょっとその資料を持ち合わせしていないんですけども、記憶では5社ぐらいだったと記憶しております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

少林議員。

○少林議員 2つお伺いさせてください。

利用料を取るつもりだと、徴収する予定ということでしたけど、大体課題を抱えた子供というのは不安定な経済状況のところが多いんですけど、そのところはどうなったかが一点。それから、この場所という一本松や内海や西海というのは、毎日の放課後だから来られないのではないかという前も質問があったと思うんですが、それに対して今どうなっているかお聞かせください。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 お答えします。

利用料については、以前そのような案もありましたが、現在のところ徴収は考えておりません。

2点目ですが、送迎車で遠方の子供さんに来ていただくというようなことで考えておりますが、今のところは日程を調整して、配車の計画を立てながら来ていただくというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 送迎のバスも購入するように当初聞いていたんですけど、今もそれは考えていらっしゃいますか。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 お答えします。

以前は購入というお話もありましたが、現在はリースでの送迎車の用意ということで、リース料についてはその運営費の中に含めてというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 はい、分かりました。

今、夢創造館に放課後、御荘、平城小学校の子供たちがほとんどで、幾らスクールバスを出しますよと用意してあげても、一本松からゼロですよ。城辺から1人2人来ていましたっけ。本当に来てくれない状況です。これを、いやこの子どもの居場所づくりを新たにつくったら来てくれるんですと、状況は変わるんですっていう理由はありますか。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 お答えします。

今回のこの居場所については、配慮の必要なのか、特定された家庭の子供さんということですので、それぞれに機会を見て働きかけをしてということになりますので、全員がというわけにはいかないのかもしれませんが、個々に声をかけさせていただいて、また利用を働きかけていこうと思っています。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 今まさに建設に入ろうかと、6月補正に入ろうかと、入れようかというところなんですけど、このニーズ、この事業のニーズですね。今おっしゃられた困難を抱えている家庭の子供たち、ほかの同僚議員からも人数どのぐらいですかと質問ありましたけど、その人たちが実際に来たいと思っているか、ここを利用してくれるかと思っているかというのはこれから聞くということなんですけど、これニーズ、それでいいんですかね。

把握、今の段階でしていないとまずくないですか。一般企業でいえばマーケットリサーチのようなものですけど、把握していないんですか。要望聞いていませんか。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 お答えします。

現在、夢創造館のほうで社協が実施していますおかえり子どもクラブというのが、困窮世帯を、すみません、おかえり子どもクラブと、あと困窮世帯と独り親の家庭を対象とした学習支援事業っていうのを城の辺学習館のほうで実施していただいています。その辺りが今回の居場所についても、同じような対象になるかと思いますが、そちらのほうでおかえり子どもクラブで11名、学習支援事業のほうで9名、都合20名ほどが利用されていますので、その利用者を居場所のほうで実施していただくというふうに考えていますので、そのあたりがニーズの人数になるのかなというふうに考えています。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 私の質問は、今これだけの人がいるので見込んでいるという役場側の勝手な見込みではなくて、その人たちが、そういうものがあれば、子ども第三の居場所があればぜひともね、これまでは来なかったけれども、送迎バスを利用してでも来たいというそういう声を聞いているのかという、ニーズを把握しているのかということです、現在。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 お答えします。

直接個別に声をかけさせていただいているというようなことは今のところはないのですが、これからアウトリーチをかけながら、対象の子供さん、保護者の方に声をかけていながら、利用の有無についても伺っていきたくて考えています。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、6番を終わりたいと思います。

続きまして、7番、「大阪・関西万博」万博国際交流プログラムへの参加申請についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課から、「大阪・関西万博」万博国際交流プログラムへの参加申請について説明いたします。

この万博国際交流プログラムとは、地方公共団体が万博参加国などと人的・経済的・文化的な相互交流を行うことによって、交流の拡大を図り、地域の活性化を推進することを目的とした内閣府の助成事業でございます。今のところ全国で37団体が決定されておりますが、愛媛県内では手を挙げている自治体はございません。地域の活性化と人材育成などを目的として、愛媛県のトップバッターとして申請したいと考えております。

仮に採択される運びになれば、万博での交流イベント等に要する経費や、相手国の青少年などとの交流に要する経費などが助成対象になります。

交流の対象国は、南宇和高校の海外研修などにより既に交流の実績があることや、愛南漁協の令和3年からの輸出実績など、また今のところ交流団体として他の自治体のターゲットになっていないことなどを考慮いたしまして、カナダ国にしたいと考えております。

費用につきましては、実施可能な事業が決まり次第算定したいと考えておりますが、経費の2分の1が特別交付税措置されることとなっております。残りの2分の1につきましては、ふるさと寄附金を活用したいと思っております。参加申請は来月中に行い、採択された場合は12月以降で予算化いたしますので、その際にはまた御審議等よろしくお願いいたします。

事業の内容につきましては、カナダ国のパビリオン内での運営協力、高校間の国際交流、カナダの食材を使った商品開発やPRなどを検討しておりますが、相手国の意見を尊重しながら進めたいと思っております。今回の交流につきましては、カナダ国の意向にもよりますが、万博の期間中だけでなく終了後も継続した交流を図り、交流人口の拡大などにつなげていきたいと考えております。

なお、先般カナダ大使館を訪問し、このプログラムの実現化についての打診をしたところ、非常に前向きな意見を頂いたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、7番を終わりたいと思います。

続きまして、8番、愛南町自治基本条例及び愛南町住民参画推進条例の一部改正についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 総務課から、愛南町自治基本条例及び愛南町住民参画推進条例の一部改正について御説明します。

昨年度、4年を超えない期間ごとに開催する愛南町住民自治評価委員会により自治基本条例と住民参画推進条例の条文の見直しを行いました。2回にわたり会議を開催し、1回の書面開催を経た上で、令和6年2月8日に委員会から答申書の提出があり、運用面を含めた様々な御

意見を頂きました。

その中に、自治基本条例と住民参画推進条例の両方に条文の改正が必要ではないかとの御意見がありました。自治基本条例の改正に対する御意見は、条例第9条第2項の「満20歳未満」を民法の規定に合わせ「満18歳未満」とすること、住民参画推進条例の改正に対する御意見は、条例第10条第2項第2号の「委員会等の男女の構成比率は、それぞれ3割以上」と規定している箇所を「それぞれ4割以上」とすることでした。

どちらの条例も多く住民が関わる内容を規定するものですので、4月に条例改正に関するパブリックコメントを実施し、住民の意見を聴いた上で改正案を作成しましたので、6月議会に上程する予定としています。

それでは最初に、自治基本条例の改正について御説明しますので、資料の1、愛南町自治基本条例の一部改正の(1)条例改正の趣旨を御覧ください。

住民の権利を定めている愛南町自治基本条例第9条について、第2項の規定では現在「満20歳未満の青少年及び子ども」と表現していますが、現行の民法では18歳から成年とされているため、民法第4条の規定に合わせ「満18歳未満の青少年及び子ども」と改正します。

(2) 条文改正の該当箇所<抜粋>を御覧ください。

ここには、現行の第9条が改正後にどう規定されるかを記載していますので御確認ください。

次に、住民参画推進条例の改正について御説明しますので、2、愛南町住民参画推進条例の一部改正の(1)条例改正の趣旨を御覧ください。

委員会等の構成を定めている愛南町住民参画推進条例第10条について、第2項第2号では「委員会等の男女の構成比率は、それぞれ3割以上となるよう努めること」と規定していますが、この目標はほぼ毎年度達成できています。また、第3次愛南町男女共同参画推進計画においても、その目標数値を「それぞれ4割以上」としていますので、この計画に合わせて条文を「それぞれ4割以上」と改正します。

2ページの(2) 条文改正の該当箇所<抜粋>を御覧ください。

ここには、現行の第10条が改正後にどう規定されるのかを記載していますので御確認ください。

最後に、3、パブリックコメントの実施を御覧ください。

冒頭でも申しましたが、2つの条例改正について、4月10日から4月30日までの期間でパブリックコメントを実施し、町ホームページと防災行政無線により周知を行いました。住民からの意見の提出はありませんでした。

以上、愛南町自治基本条例及び愛南町住民参画推進条例の一部改正についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

金繁議員。

○金繁議員 この2番目の男女の構成比率について、昨年末の全協で3割から4割に検討してくださいということで、早速書いていただきましてすばらしいと思います。

これ、現在の実現状況なんですけれども、これ4割という条件をクリアしている委員会が、現存の委員会等の中でどのぐらいあるのか。全体の数と、クリアしている割合、そしてそれを100%にするために今後どのようなことをお考えか、お聞かせください。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 現存の委員会の中で4割を達成している委員会はございません。ですので、まずは4割を目標ということで取り組んでまいりたいと思います。

今後の構成のところなんですけれども、以前、議会の中でも御意見を頂いたところがあったかと思うんですが、審議会あるいは懇話会等において公募の見直しを行うこと等々の御意見を

頂きまして、各委員会におきまして所属のほうで見直しを行っていただきました。そういったところで広くまず公募を募っていただく環境に意欲を高めたところでございます。

それと、委員会によっては必ずしも充て職ではない委員会もあるようにしたので、並行して、これまで充て職で充てていた委員についても見直しを行っていただいております。

そういった取組によりまして、これまで参加をしていただいていた町民の方に広く窓口を開くような取組を今、始めたところでございます。

男女の構成比につきましても、改めて町のほうで男女参画推進計画の見直し、また今回の住民参画の比率を見直したことを全所属のほうに伝えておりますので、各所属において目標達成に向けた取組を推進していただきたいというところで考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 各所属において努力していただくと。あの、総務課のほうから徹底していただくようお願いはしたということなんですけれども、これが達成されないのがこの愛南庁舎、役場の駄目なところなんですよね。今、3割、この改正前の3割を達成できている委員会は幾つありましたか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 今御質問いただきました各委員会において3割を達成した委員会が幾つあるかにつきましては、申し訳ございません、資料のほうは持ち合わせていませんのでちょっと御回答ができかねます。

ただ、それぞれの各年度におけます委員会の男女比率の構成比、令和元年度でありましたら女性の割合が28.9%でございました。令和5年度におきましては31.5%ということで、割合のほうが高まっております。また、各委員会での3割を達成している委員会につきましては、後ほど資料のほうを確認させていただいて、提示をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 くしくもやっぱり資料がないと、現在の状況が把握できていないということですよ。やっぱりその危機感のなさが、これ幾ら高い目標、すばらしい目標を掲げても、いつまでも実現できない大きな原因だと思うんですよ。無駄を省くもそうですけれども、やっぱり危機感がないんですよ。

なので、絶対に4割をいつまでに達成するという目標に向かってちゃんとロードマップ、計画をつくらないといけない。そして、誰がそのイニシアチブを握るのか、担当となるのかということも、男女共同参画は企画財政課のほうで一生懸命審議会もつくってやってくださっているの、そこと連携して、具体的な体制もつくっていただきたいんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 取組といたしましては今、金繁議員が言われましたように、男女共同参画の取組、町全体は総体的に企画財政課で取り組んでいただいております。役場の各委員会におきましても、今言われましたように、それと連携してといいますか、目指す方向性は同じですので、総務課が集約的に各委員会を把握しておりますので、時点時点、毎年構成比率のほう確認をさせていただきながら、先ほど申しましたように現状を各所属で共有しながら、目標達成に向けて毎年取り組んでいく。また、男女共同参画の推進計画の中にも、役場組織としましての各委員会の女性割合を掲げております。その分についても、毎年点検をしまいたしますので、目標達成に向けて現状を整理して、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、8番を終わりたいと思います。

続きまして、9番、愛南町選挙公報発行条例制定に係る検討結果についてを議題とします。  
執行部の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。資料9、愛南町選挙公報発行条例制定に係る検討結果について説明をさせていただきます。

まず、1の協議内容及び結果について、(1)の選挙公報の条例化について、愛南町の事情を踏まえ、2ページの照会文書により、愛媛県選挙管理委員会を通じて総務省へ照会を行い、総務省からは、「実情を踏まえた上で各市町で判断するほかはない」と電話で回答があった旨の連絡を受けております。

(2)の町内新聞販売店との協議についてですが、町内5店の販売店と、選挙公報を販売店に直接納品した場合、配布できるかどうかについて協議を行いました。協議した5店からはいずれも、「本来の配送ルートである配送センターへ納品してほしい」との回答でありました。

なお、折り込みチラシについては、販売店へ直接納品する配布依頼に対応できる体制はあるとのことでした。

(3)の行政協力員総会での説明についてですが、4月23日開催の行政協力員総会において、令和6年度に執行予定の選挙の協力依頼及び選挙公報の発行について説明を行いました。

選挙公報発行の説明は、町の選挙での選挙公報の発行について検証を行っていること、国や県の選挙の選挙公報の配布は、町村合併当初は行政協力員の方々に担っていただいていたが、行政協力員から選挙期間中の配布が困難であるとの意見により新聞折り込みによる配布に変更したこと。町の選挙公報の発行を想定した場合、町の選挙は国や県の選挙に比べ選挙期間が短い場合、行政協力員に配布を依頼することはできかねると捉えている旨の説明を行い、意見を求めましたが、意見は寄せられませんでした。

次に、2の選挙管理委員会の検討結果についてですが、5月10日開催の選挙管理委員会において、3ページから8ページにより、これまで議員全員協議会で報告した内容を再度確認し、今回の協議内容について報告した後、選挙公報発行の条例化について検討を行いました。委員からは、網渡り的な状況で条例化しても配布できない可能性、インターネットに対する運用の環境整備、期日前投票する有権者が増加傾向であるが投票後に配布される矛盾点等の意見が出されております。

最後に、選挙管理委員会で検討を行った結果、選挙管理委員会の意見としては、網渡りの状態の中で条例化をするといったときに何か問題があったら非常に困る、発行できるのであればいいことだと思うが、事務局のほうで全てに確約ができると判断した段階で条例化を進めていくという検討結果になりましたことを御報告いたします。

以上で、愛南町選挙公報発行条例制定に係る検討結果についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 網渡り網渡りって書いていますけど、これ網渡りの原因って何ですか。どういう意味ですか。意味と原因を教えてください。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

網渡りという意味のところなんですけれども、配布ができるという確約が取れないということ

ころでございます。原因といたしましては、今も申しましたように、選挙公報の条例化につきまして、配布が非常に困難であるというところで理解をしていただいた上での御発言であったと捉えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 配布ができるという確約ができないと、これなぜですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 これまでの御説明でも申し上げておりましたが、選挙公報につきましては、新聞折り込みによります配布が有効であると考えております。

昨年の9月までは、新聞折込センターへの持込み日程を確認しますと、営業日までが本町に仮に条例化をしても可能であったかと思われたんですけども、昨年の10月から折込センターの持込みが1日早まったことから、新聞折り込みによります配布が困難であるという状況を確認しております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 詳しくは一般質問でやりますけど、これ区長会で、(3)のところ、行政協力員総会で総務課から説明した、総区長さんたちに。町内の区長さんのごく一部の60名を集めて行われた。その中で説明して、その説明が、できかねると捉えていると説明し意見を求めたら意見がありませんでしたと。60名一斉に集めて、その前で資料も示さずにできませんよねって聞いて、黙っておられた。それで確約が取れません。それでいいんですか。一番大事なものは、これ必要性は、町民の候補者を選ぶ権利ですよ。危機感持ってくださいこれも。

これ実際ね、私のところに区長さんから、自分の家に印刷物、公報を届けてもらったら配れますよという人が来ていますよ。全然そういう声を聞いていないじゃないですか。そういう努力されましたか。

例えば緑だったらたくさん区長さんいらっしゃいますけど、総区長1人しか呼んでないんでしょう。緑の各区の区長さんの中にはそういう人もいますよ。それも調べずに、調べていないとすればですよ、調べずに確約ができていないというのは、町民の候補者を選ぶ権利に対して非常に無責任な態度、人権無視の態度だと私は思いますけど、その点に関していかがでしょうか。

また、区長さんたちが配っている自治体、たくさんあります全国に。そういうところを調べてくださいと、前、議会でお願ひしましたけど、幾つ調べていただけましたか。検討されましたか。

以上、2点お願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 区長によります自治体が幾つあるか、調べたかというところでございますが、県内の自治体のほうにつきましては調べをいたしました。

○金繁議員 もういいです県内のは。

○立花総務課長 県内のはいいですか。全国のほうは調べておりません。

それと区長に対しての説明のところなんですが、先月ありました行政協力委員総会が一つの機会でもございましたので、先ほど御説明させていただいた内容で、お伝えをさせていただいております。金繁議員が言われますように、選挙有権者のことを考えますと、国のほうでもとても大切だということでは言われておりますので、公職選挙法で町村においてはできるという規定ではございますが、御質問いただいたことからいろいろと町のほうでも確認をさせていただいております。

現状は報告をさせていただいたとおりでございますが、3月のときにも他の自治体でも同様

の御質問がなされたことも踏まえて、取組の可能性については模索・研究を重ねて本日の報告とさせていただきます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 質疑がないようなので、9番を終わります。

ここで執行部は退席をお願いします。ありがとうございました。

追加があるんですか。山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 本日の議事一覧にはございませんが、環境衛生課のほうから、太陽光裁判に伴う裁判所からの和解提案について、簡単ではございますが報告します。資料のほうはございません。

去る5月14日の火曜日、1時半から、現在係争中の太陽光裁判の準備書面手続があり、本裁判の受任弁護士である、宇和島市の大島博雅法律事務所におきまして、ウェブにて参加しておりました。

これまで、12回、準備書面手続にて双方の主張を行っており、その内容については、議員各位のタブレットにも掲載し、情報共有を行っていたところでございますが、14日の準備書面手続において、突如、裁判所のほうから和解の提案がありました。

裁判所からの和解金額などの詳細資料につきましては、今月末までに原告及び被告に送付されることですが、町としましても、裁判所からの資料の内容を精査し、方向性を協議・検討した上で、6月議会定例会初日までに議会に報告する機会を頂きたいと考えておりますので、大変申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、太陽光裁判に伴う裁判所からの和解提案についての報告とします。よろしく願いいたします。

○佐々木議長 この報告について、何か質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 今、報告を、紙を読まれたんですけど、なぜその紙出してもらえないんですかね。やっぱり聞き逃したりして、これ議事録できるの何か月もかかるんですよ。なので、その読み上げられた紙を共有していただけたら、私たちも正確に把握できますので、よろしく願いします。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 了解しました。議会事務局のほうに提出したいと思えます。ありがとうございます。

○佐々木議長 よろしいですか。

この件はこれで終わりたいと思います。

少林議員。

○少林議員 この件ですよ、自分が議員になる頃なんですけど、当初は町が全面うちが悪いと言って、もうあつという間に片づくもんだと思ったらこんなに何年もかかってしまいました。何が何なのかちょっといろいろ資料を読んでもよく分からないんですが、一度どういうことになったという簡単な説明をする機会を持っていただけないでしょうか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今、分かる範囲で、簡単ではありますが、説明させていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

この案件でございますが、小山地区におきまして、事業者から太陽光発電事業の申請が令和元年9月に提出されております。翌年1月下旬に小山地区のほうから事業申請箇所の状況確認の依頼がありました。その担当課のほうが現地確認して協議した結果、造成工事により災害の

発生及び生活環境への被害のおそれなどの理由によりまして、同年の2月下旬に事業者に対して事業の不許可の行政処分書類を郵送しております。

そしてその結果を受け、同年9月、令和2年9月初旬のほうに業者のほうが見えられて、その理由の説明と、事務手続上の不備の説明依頼がありまして、私のほうで不許可処分の取消し及び質問に対する回答書の提出を求められましたので、私のほうでどのような経緯で処分を行ったのか、また当時の担当者等に聞き取りをしながら、また併せて顧問弁護士からの助言等を参考にして検討した結果、不許可の行政処分に対して法的根拠はなく、想定での判断であったことから、同月の9月ですけど、下旬に不許可処分の取消し及び質問に対する回答書を文書で送っております。

しかしながら業者のほうから回答内容についての疑義があり、電話等で対応しておりましたが、11月中旬に業者のほうに再度役場のほうに来庁され、町長をはじめ関係職員同席の下、その不許可処分及びこれまでの質問回答について確認協議を行い、その後事業者へ謝罪に行き、最終回答としまして11月下旬に事業者に文書にて送付した、これが一連の経緯でございます。

○佐々木議長 少林議員。

○少林議員 すみません、その経緯は知っております。裁判になってからなんです。すぐに終わると思っていた裁判がこのように何年もかかって、何が出てきたのかという、そこを今度、簡単に言ってください、してくださいということで、その経緯はもう全部分かっておりますので、そこまで……。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 すみません。今、和解案のこの件につきまして、また裁判所のほうから今月末に資料等が提出されるものと思っております。それにつきまして、また再度その結果につきましてをまた議員全員協議会のほうで報告させていただいたらいと思っておりますので、そのときにまた説明させていただいたらいと思っております。よろしいでしょうか

○佐々木議長 少林議員、今の件なんです、あのタブレットのほうに毎掲載していますんで、そっちのを見てもらったら。今まで恐らく見てなかったんやないかなと思うんやけど。

○少林議員 見ますけど、この法律用語でなかなか分からんところありますので、本当に簡単に何がどうだったのかって、簡単にいくはずだったのに何をめめたのかということ、また今度行きます、聞かせてください。ここで言う、今言うことでもないですので、はい。

見ました。すみません。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これで理事者側退席ということで、一つお願いです。

あの、こうやって議案を出されるときに、私たちこれ議会の、議会基本条例10条で政策にはこういうことを書いてくださいねということを決めています。各課によってこればらつきが非常に大きくて、財源も書いてあったりなかったり、一番大事なそのコスト計算とか、そもそもその発生源自体も省いている、必要性ね、立法事実がなかったり、もうばらばらなんですよ。

ぜひ町長、副町長、これ統一してもらえませんか。各課によって。これ基本条例ですから守っていただきたい。ぜひ今後御指導いただけるようお願いいたします。

○佐々木議長 答えは要りますか。

木原副町長。

○木原副町長 私のほうで答えさせていただきます。

我々、十分に議会基本条例10条につきましては対応をさせていただくということで認識しております。ですから、軽微な案件の報告につきましては、もちろん10条で説明するほどのことではないんですけど、大きな案件につきましては十分、10条を認識して対応しておりますので、今後もそのようにさせていただきます。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 活性化委員会のほうで土山先生という法政大学の先生にいらしていただいたときに、この愛南町議会基本条例の10条、町長が提案する重要政策ってどのようなものだとお考えになりますかって言ったら、それは全てでしようというお答えになりました。今、副町長は、軽微かどうかという分け方を理事者側のほうで分けるような、判断するような言い方をされましたけど、基本全てと考えていただきたい。そういう解釈を議会としてはしていますので、よろしくをお願いします。

○木原副町長 そしたら、次回から、議員全員協議会の案件として提案するところで、議会基本条例の10条の項目に沿ったような形で報告書を作らせていただきたいと思います。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

それでは全ての議案の審議が終わりました。

ここで執行部は退席をお願いします。ありがとうございます。

休憩せんでええかな。

それでは、ここからは議会協議に入りたいと思います。

それでは、1番の重要案件抽出の協議についてを議題とします。

本日の執行部報告のうち、二重下線の2番、5番、6番が定例会に関わる協議題です。6月定例会において、委員会付託とする案件など、何か御意見はございませんか。

ないでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、1番を終わりたいと思います。

それでは、2番の地方自治法第180条第1項の規定による専決指定の一部改正についてを議題とします。

地方自治法の改正があり、引用条文の改正を行うため発議いたします。

発議者と賛成者について、発議者は吉村議会運営委員長、賛成者は両常任委員長の石川委員長、吉田委員長としたいがよろしいでしょうか。構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 そのように決定をいたします。

それでは、2番を終わらしまして、今度3番、町長選挙と町議会議員選挙の同時選挙について、今後の協議についての御意見お伺いをいたします。

何か御意見ございませんか。

山下議員。

○山下議員 もうそろそろ周知の件、分かりますね周知、周知の件。もう議長が取りまとめてどうするのか、もうこれ決めんと、もう多分6月の広報も間に合わん。今からやっても7・8・9・10、4回しかできんので、早くもう決めてやらないといけんと思うんですよ。もうまとめてください、本日。

○佐々木議長 ほかの方の御意見を伺います。

金繁議員。

○金繁議員 これは前も話し合いましたけど、町民にとってどういうものなのかということをやちゃんと勉強して、議員間で協議をする必要があるということになっていたと思います。その勉強会が全く開かれていません。それをまずやるべきだと思います。

○佐々木議長 ほかに御意見はありませんか。

山下議員。

○山下議員 やることはやぶさかではないんですが、それを待ちよると、この広報で周知する期間

がどんどんどんどん短くなるんで、周知だけはすぐこれ対応するべきだと思います。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 待ちよるとではなくて、町民にとって本当にいいことかどうなのかという議論をしないといけないんですね。なので、それはもう待たざるを得ないですよ。待つのが嫌やったらもうすぐにも勉強会をするべきやと思います。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 ちょっと待って。これは議会の個人の意見で決めることなんですよ。この解散っていうのは、そこも根本間違っておる考え方が。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 はい、そこは山下議員と全く異なる考え方です。ガバナンスという月刊誌を愛南町議会も取っていますよね。その中に、前も言いましたけれども全協で、大学の先生がこの同一選についてはデメリットもしっかりとあるので、これは町民にとってどうなのかという議論を慎重になすべきだと、2回のわざわざ連載にして書かれています。ですので、町民にしっかりと、にとってどうなのかということを議員がまず勉強して決定するべきだと私は考えます。

○佐々木議長 皆さん、そういう意見が2つに分かれましたが、どうしましょう。  
山下議員。

○山下議員 2人の意見が分かれておるんで、これもうこの中の議員で、早急に周知すべきなのか、それともじっくりと会を開いて周知すべきなのか、もうこれ決めていただくしかないんで。それぞれ議員の考えはあると思うんで。決まったことはそれは守るべきで……。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 同時選とこの4番の議員報酬についてっていうこともあるんで、先ほどの意見から聞くと、特別委員会か何かを立ち上げて、両方を議論していったらどうですか。

○佐々木議長 そういう意見もありますが、ほかに意見ありませんか。  
吉田議員。

○吉田議員 同時選挙と議員報酬についてはこれ全く別もんなんで、それは同一で一緒にするのは僕はおかしいと思います。

○佐々木議長 少林議員。

○少林議員 一緒じゃないというのは一緒なんで、同じですが、その同日選挙に関してですけど、山下議員の意見というのは今まで聞いたんですが、悪い点もあるということに対しての本当になぜっていう、そここのところは聞いてませんですよ。だから、するんだったら早く勉強会して、どっちとも意見があるなという、具体的に、ちゃんと私たちが分かった上でしたらいいことじゃないかと思います。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 私、前から申し上げているとおり、この同一選をもうはるか前から叫んでおった一人なんですけども、ただこれ、今山下議員も言ったように、これ議員が決めることなんです。ただ、我々現職議員は、準備体制、いつでも、極端な話、解散してあれするにしても、ふだんからの皆さんの努力でいいと思うんですけども、ただ、一般の方で立候補しようとする方もおられるかもしれない。そういう方のことも考えないと、この件に関しては、それらを踏まえていうことであれば、今もうすぐ10月いうたらそこでしょうが。そこに来て、議員同士の勉強もしかりなんですけども、やはりもっとそういう、その今言った一般の方の、立候補されようとする方、してほしんですけどもね、立ち上がって愛南町の将来やってもらおう人がどんどん出てきてほしいんですけども、そういう人らを対象にしたら、時期、ちょっと遅過ぎるんじゃないかなと思います。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 私はそういうことも考えて去年の8月に提案しとんですよ。

(発言する者あり)

○山下議員 だから議長がそれを進めなかったということもあるんだよ、これ。私は今からでも遅くないと思います。それは考え方なんで。

ということは、これもしやるとしたら次ですよ、そんなこと言いよつたら5年後、5年後までこれ先送りする案件なのか、私はそうは思いません。今ほとんどの住民の方、それこそやってやるべきだという声、金繁議員、あなたよく町民の声、声って聞くでしょう。これほとんど私の周りの方はやるべきだという声が多いんですよ。

だから今まだ5月、6・7・8・9、5か月あったら私は上等だと思います。

以上。

○佐々木議長 ほかに御意見ありませんか。

那須議員。

○那須議員 同日選については、鷹野議員が一般質問の中でもちょっと触れましたね。前回、この同時選挙について特別委員会でやったらアピールできるんじゃないかと、議員が同時選挙に、町長との同時選挙に向かっている、話し合っているということを提案しましたがけれども皆さんは反対で、特別委員会の設置は・・・(発言する者あり)・・・でしたね。

でもね、宇和島市は、来年8月の市長と市議の同時選挙なんですよ。早い人は去年の12月からもう選挙運動しています。新たに立候補する人は。だから法令的には何も問題ないので1か月前に解散して同時選挙になってもね。ですから私は、日にちがないとかいうのはね、おかしいと思いますよ。次に新たに出ようという人は、もう早くから準備しますよ。期日が短いから出ないっていうことはないわけなんでね。私はもう一回言いますがけれども特別委員会つくって、議員はこういう議論をしているんだというふうなのをアピールしたほうが、町民の方には分かりやすいというふうに思います。

○佐々木議長 金繁議員

○金繁議員 今、那須議員の御発言の中で1年前から宇和島の一般市民は、出たい人は選挙運動1年前からしているということなんですけど、選挙運動1年前からするのは違法ですので、公職選挙法ね、政治活動ですね。

政治活動をされているのは、それは1年後にあるということが分かっているからされていると思うんですよ。だけど、先ほど吉村議員がおっしゃったように、今、一般市民の中で出ようかなって思っている人、来年の4月だと思っているわけですよ。だからこそ今やっていない。それで、もう抜き打ちのように10月に同一選ですとやった場合に、やっぱりその出ようと思っていた人は本当に抜き打ちをされた。もう有利なのは現職ですよ。毎回テレビに出て、議会見ってもらって、あの人頑張っているね、どうやこうやっていうことを見てもらっている。圧倒的に現職に有利で、出ようと思っていた人には不利になる、大変不公平な状況になるので、もう今回は時間が私は本当に不公平な状況を招くので、吉村議員のおっしゃられたように早過ぎると思います。

5年後っておっしゃいますけど、やっぱり江藤先生もおっしゃっていますが、こういう選挙に関わることは少なくともそういう人たちのためを考えて、1年前ぐらいまでに決めるのが理想ですとおっしゃっています。ですから、これからですと3年後に決めれば、ちょうど一般の人たちにも分かってもらえる、十分に準備してもらえるとということにつながっていくと思います。

○佐々木議長 ほかに。

原田議員。

○原田議員 私は、今5月ですので、まだ町長選10月でしょう。十分に期間は私はまだあると思います。先ほどから言いよるように、同日選挙について特別委員会を立ち上げたらどうかという話もありましたけど、以前それを協議したときに、もう特別委員会を立ち上げてするまでも

ないやろうと。全協で協議したらどうかということやったと私は記憶にあるんですが、もう即、さっき金繁議員も言いましたけど、内容について、メリット・デメリットについて、一回なるべく早いうちに議員の中で協議して、皆さんが納得した上で議長が公表するという、そういう方法を取れないですかね。

メリットについては以前から言いよるように経費の削減とか、投票率の向上、デメリットについてはあまり協議はしていなかったと思うんですが、一回全協でこれやったらどうですか早いうちに。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 原田議員が議長の・・・。

○佐々木議長 私は協議することはやぶさかでないと思いますよ。時期がね、なかなか迫ってきておるし。ほんで、私は思うんですけど、これ今までに古い議員さんこの中におるけど、こういう同日選挙にあれするようなチャンスは幾らでもあったわけですよ。それが全然議題にも上がらんというようなことで、この後出てくる議員報酬もそうですけど、議員報酬ももう20年間上がっていないと。

(発言する者あり)

○佐々木議長 私が覚えている限りは上がっていません。うん。ほんで、何でそがい急に理由があるのか。今になって。それを聞きたいんです、山下議員。

○中野議員 もう今ちょっと両方の意見が出て、吉村議員、原田議員いろいろあるんですが、これ議員は全体でどう思われているのかちょっと多数決でも採って、それで即10月でもやるべきやいうのあったら即開いて特別委員会もすぐでも開催してでもいいからやって、そういう方向で今度はやっていくように、皆さん今の時点でどう思われているのか、多数決採って見たらどうですか、意見を含めて。ちょっとどういう思いで、誰もまだ発言もないんで、即10月でっていう意見が多ければ、即刻急いで協議していく必要もあるし、いろんなデメリットも今、吉村委員からも出ましたし、それぞれがあると思うんですが。どうですか議長、ちょっと今、どう思われているか、どっちの意見にあれしておく。

○佐々木議長 どうしましょう。決、採りましょうか。  
山下議員。

○山下議員 採る必要ない。これは、例えば9月に提案した場合に、可決したら解散なんですよ。議会の中で反対やったらそのまま来年の4月なんで。私が言いよるのは、もし9月に提案したときに可決した場合に、新しく出る人のことを考えてあげたらどうですかってことで私は提案しよるだけで、別に反対が多くて反対があれば4月になるんで。それをもう最初から言いよるんで、議員が今の現職が有利とか不利とかそういうこと一切関係ないんです。出る人のことのためを考えて、これは提案しよるんで。そうなんよ。

だから5年後まで伸ばすのはもってのほかだとかだと私は。これは私の考えなんで、結局は9月の提案した時点で、皆さんが賛成するのか反対するのかわで、同日選挙になるのかならんのが決まるだけで、ここで個人の意見を聞く必要もないし、その代わり勉強会は進めていったらええと思いますよ。その代わり、その周知だけは早くしてほしい、その人のためにね。

周知よ。可決したら、10月に提案して可決したら、10月同時選挙になりますよということ、何回も言いよるけどなかなか理解してもらえんな。

○佐々木議長 中野議員。

○中野議員 全然議員の考え関係ないって言いますが、もうこれ今やっぱりちょっと10月はちょっと今から新しく出る新人の人に対してもっていう意見もあったしで、急いでもデメリットも強過ぎるねっていうことがあれば、反対が多ければもう10月やるって今の時点でですよ、すぐやろうという意見が少なければゆっくりやったらいい話なんで、これそういう意見が多ければ、もう早くやるべきや、多ければ即やっぱり行動せんといかんと思うんで、そこら辺りみんな

なの意見聞いたらどうですか。それ必要だと思いますよ。

これ議員が全員賛成せんかったら通らんわけやから、今の時点でどう思われているのか、ちょっとそれは必要で、それで、今の時点でそれはもうとても無理ですって意見が多ければ、そんなに急いでやってもいう部分もあるんで、どうですか。もう必要ないですか。あると思うんだけど。

○佐々木議長 分かりました。

吉田議員。

○吉田議員 取りあえず勉強会をして、その後に採決を採る必要もないんで、勉強会はこういう意見が出ていなければ、即実行して、メリット・デメリットをきちっとすると、その後考えていくということによろしいんじゃないでしょうか。

○佐々木議長 はい。一人ずつ意見を聞いていったらいいんですけど、あの吉田議員が言いよったように、まずは勉強会を開いて、メリット・デメリットいろいろ勉強して協議していくのがいいんじゃないかなと思います。事務局、それでいいですかね。勉強会。

那須議員。

○那須議員 私は今度の10月がいいとは思いますが。思いますけれども、いろんな思惑もあるんでしょうね。

ただ、議論をして、今年の10月なのか、それとも4年後の10月にするのか、同時選挙ということは考えたほうがいいと思います。今回は無理かもしれないけれども4年後は一緒にしよう、経費はこうなるんだということをいろいろとメリット・デメリットを議論することはいいと思いますよ。だから私はなるべく早くやってもらいたい。

(発言する者あり)

○佐々木議長 まずは勉強会をやりましょう。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、この件はそれで終わりたいと思います。

続きまして、4番の議員報酬についてを議題とします。

議員報酬については、上島町方式の要望書を提出する御意見がございますが、議会の総意としてもその方法でよろしいかどうかお伺いをいたします。

これ、各自、要望書、目を通していただきましたかね。

読み上げましょうかね。いいですか。

このような方法、文書でよろしいでしょうか。いいですか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 皆さんの意見を聞いて・・・。

山下議員。

○山下議員 あまりにも行動が遅いよ。これいつ、この全協で決めて議長がすぐ町長に要望を出せということで、まだこれ、これは何をしようの。

○佐々木議長 早急にこれでよろしかったら出すようにします。

金繁議員。

○金繁議員 今、山下議員がおっしゃられたように、やっぱり遅いですよね。以前は月に1回全協開いていただいていたけど、今本当にこの本会議の前しかなくて、重要なことが全然進まないです。ぜひ月に1回開くようにしてください、というのが一点要望です。

内容について私ちょっと気になるんですけど、全体としてはいいんですが、真ん中からちょっと下にありますが、また以下書いてあります、やはり新たな立候補者、特に若い、若者が立候補をためらう原因の一つとしてやっぱり低額な報酬ということを書いてあって、まさにここが私たちが町民の方から直接、年配の方からも若い人からも意見聞いていると思います。今の議

員歳費では子育て世帯が議員になろうという決心ができないので、もっと上げてやってくれという声は皆さん聞いていらっしゃると思います。やっぱり私はここが一番の理由になると思うんですね。

その前に書いてある物価が上がっているのも、今のこの据置きは不合理だっていうのもそれはそうなんですけれども、ここは、これは後に回すかもっと抑えた書き方にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

それよりも私たちのことを言うのであれば、やっぱり仕事量が増えているというのは言えると思います。一問一答方式も導入し、視察も前よりも積極的に行っていますし、議会だよりも9月の議会から作ろうかという方向ですので、もう仕事量が本当私1期目に比べてかなり増えていると思います。その辺も含めて書いていただくと合理性が増すのかなと思いました。

以上、私からの意見です。

○佐々木議長 そうい意見がございますが、そのように付け加えてよろしいでしょうか。今の仕事量が増えたと、議員の。はい。

○那須議員 それは当然、私は加えるべきだと思いますけれども、議員報酬は、合併協議会の議決案件の一つなんです。それを履行していないということは書かれていないじゃないですか。これは、議員報酬を20万円にしようが30万円にしようが、町民から一切言われる筋合いのものではないんです。合併協議会で決めた議決案件の一つを履行していないということなんです。議員報酬を上げるというのはその後の話なんです。まずは合併協議会の議決をそのまま履行してくださいと。もう合併協議会でやっていないのはこれだけなんです。これだけ、履行していないの。あとは全部した。それをお願いしたい。

○佐々木議長 分かりました。そのようなそしたら文言も一緒に付け加えて、金繁議員の仕事量が増えたとというような文言と。ほかに気づいた点ありませんか。

ないですか。

吉村議員。

○吉村議員 那須議員が言った、それそのとおりなんですけども、これ冒頭に、平成22年の審議会。去年あれやったんやないですか、黒潮町が来たときに私報告したんですけども、平成17年、いわゆる合併から報酬審議会一回も開いてない。報酬審議会開いて。理事者の分よ。だから我々の分よ。ほいで、そういうことなんで、その辺はともかくとして。結局齋藤議長のと、私の後の齋藤議長のときに、議会議員を、いわゆる議会議員を退職したものを報酬審議会に入れという要望書は、当初出しているんですよ。ところがそれもいまだに履行していないということなんです。

いうことを踏まえて、これ文書、その辺を踏まえてあれしてください。あとは任せますんで。

○佐々木議長 分かりました。

ほかにありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 すみません、ちょっと事情が分からないですけど、これ要望書を出して、愛南町の条例を変更する過程は、箇所はないんでしょうか。この要望書を出してそのままじゃあ理事者が受け入れる体制でなくて、例えば条例のほうで何かそういう不具合が生じている可能性があるんですけど、それはないんでしょうか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 もし報酬が変更になる場合は、条例の額を変更する必要がございます。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 私、回答するあれやないですけど、要望書を出しても、いわゆる理事者のほうが受け入れて、それを報酬審議会に要はかけて、報酬審議会でも検討してもらって、もしそこにいじく

るいかあれするとなると、条例改正という流れになるでしょう、当然。そういうことです。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにございませぬかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、先ほど言いよりました金繁議員と那須議員、吉村議員の文言をこれに付け加えて、早急に要望書を出すようにします。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 よろしくお願ひします。

それでは、4番を終わりたいと思います。

続きまして、5番、議会だより発行準備特別委員会の議会だより試作号についてを議題とします。

議会だより発行準備特別委員会から試作号の提出がありました。表紙に写真を掲載し、完成とのことです。本日、全議員で表紙の写真撮影をしたいと思ひますので、全協終了後、皆さん御協力をお願いいたします。

この件に関してはちょっと金繁委員長、どこで撮るんですか。金繁議員。

○金繁議員 試作版ということで、隣の議場で撮りますかね。お願ひします。

○佐々木議長 よろしいですか。後で議場で皆さん写真を撮りますので、よろしくお願ひします。

それから、試作号について皆さんの御意見ございませぬか。

この試作号について何か皆さん御意見ございませぬか。いいですか。

本多事務局長。

○本多事務局長 6月21日に広報広聴研修を行います。講師につきましては、議会だより発行準備特別委員会立ち上げからお世話になっております、早稲田大学マニフェスト研究所、中村健先生にお願ひをしたところ、快諾を頂いておりますので、議会だよりの試作版、そして事前質問、試作版に対する議員の意見の一覧、今日意見を頂きましたらそれも付け加えたものを送付予定としております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、議会だよりはこれで終わりたいと思います。

続きまして、6番、議員派遣について事務局説明をお願いいたします。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明をさせていただきます。

第1回町議会議員研修会、松山市のほうで、講師、大正大学の江藤先生を招いて行ひます。江藤先生への質問の取りまとめにつきましては、5月31日正午を締切りとしています。質問のある方は議会事務局へ御提出をお願いいたします。

また、議長会より、町村議会議員の成り手不足対策検討会報告書、デジタル技術活用事例集が届いておりますので、お手元にお配りしておりますので確認をお願いいたします。

続きまして、令和6年度愛南町職員・教職員・議員等人権・同和研究教育研修会が、御荘文化センターのほうで6月19日・20日両日開かれます。講師は口演家の矢野大和先生です。

人権研修は以前より全議員に出席をしていただいておりますので、議会研修計画に追加をして、議運で承認後、議員派遣とさせていただきますので事前にお知らせいたします。研修会の準備の都合で申し訳ございませぬが、19日・20日どちらに出席をするか、その回答を6月10日までに事務局までお願いいたします。

続きまして、先ほども紹介させていただきましたが、広報広聴議員研修を、この大会議室のほうで開催する予定です。6月21日、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健先生です。

続いて、ハラスメント防止研修を6月28日金曜日、この会場で、NPO法人こころ塾の村松つね先生をお迎えして行う予定としております。

以上4件を6月定例で議員派遣予定としております。

以上です。

○佐々木議長 この件に関して質問はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それではこの件は終わります。

7番、その他(1)の議員請負状況等の報告についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会資料5を御覧ください。

昨年度、愛南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び施行規程を制定いたしました。

この件に該当する議員の方がいらっしゃいましたら、6月1日から30日の間に様式第1号で報告をお願いいたします。その後変更等がございましたら、訂正を様式第2号において行っていただきたいと思っております。

以上です。

○佐々木議長 この件に関して質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これは終わります。1番を終わります。

(2)の損害賠償請求事件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明をいたします。

4月8日に連絡をさせていただいたとおり、相手方の控訴により裁判は継続となりましたので報告いたします。

控訴状が届いておりますが、控訴理由書は届いておりませんので、詳細については不明でございます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうかね。

吉村議員。

○吉村議員 これ損害賠償補償いうたら何の件やったっけ。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 先般の議員全員協議会の中で、控訴はしないということで検討させていただいた事件でございます。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 それはもう、それはそれなんですけども。実はこれですよね、いろいろこれ議会の中でのこの損害賠償請求はともかくなんですけども、我々、これ議長が町民からの要望書を受け取ったわけでしょう、当時も。受け取った以上は、町民に対してまずこれをおわびするのが筋やないですか。町民に対して。こういう結果も出てきているけども、結果的に町に損害、結果論ですよ、町に損害を与えた。

ですすね、もうこれ前の協議会で私言ったんですけども、そしたら今裁判中やという発言が同僚議員からありまして、私はそこで一旦下がったんですけども、議会に、町議会議長宛てに要望書が送られてきたと、提出されてきたと。ところが議会の中でその件に関して、何でこういうことになったのかいう検証、一回もしていないでしょう。

我々は行政を執行する分に、議会として、執行することに対して、いわゆる監視機能を持つのが議会じゃないですか。議会の内々のことはそれでいいんですか。

もう言いついでに言いますけども、当時、もう終わったこと言ったらそれまでですけども、まず一点が町民に対する謝罪をするべきやなかったかというのが一点。それと議会内で検証、私はするべきやと。なぜかと言いますとこれ理由言います。

当時ですよ、議長は新聞にも載りましたけれども、受け取った部分を、いわゆる議長は管理責任あるんです。管理責任ある議長が、要はコピーした、コピーして渡したと。これは同僚議員が言いましたけど協議会で、言ったのを聞いたんですけども、それと併せて、要はその個人情報の方を今も出ていますけども、個人情報の分は、管理責任というのは議長にあるわけでしょう。

それと大きなもう一点、議員を招集したと。その議長が預かって、それを、いわゆる2名の議員を呼んだと。そうやったでしょう。ところが、議運の委員長はまだ分かりますよ。総務委員長を担当だから招集したと。

いいですか、皆さんように考えてください。議会運営委員会に諮ってどこに付託するのか。これ議会運営委員会に諮らんことには、議長判断でそうだから総務委員長に来てもらったと。これは全然違うでしょう、議会のルールとして。そうじゃないんですか。

私は、当事者というのはもう皆さん御承知のとおり、実行した同僚議員のことを言うんじゃないくて、議長としてのいわゆる文書の、書類のいわゆる管理責任。もう一点は、今言ったように。

(発言する者あり)

○吉村議員 いやいやそれもちょっと議長に聞きよる、当時の。そうじゃないんですか皆さん。違うんですか。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 今、吉村議員が皆さんに聞いたんで、私が言います。最初の2人の議員、私そのとき議運の委員長やった。委員長やったんよ。ほんでもう一人、石川総務委員長を呼んだというのは、原田議長が正式じゃなくてこれどういうふうにしたらええのかという相談なんですよ。正式にみんなを招集したのではなくて、まず3人で話をして、それから正式にどうするべきかという、そういう集まりでは呼ばれたんで、私はいろいろアドバイスもしましたよ。それが議長の責任という。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 私が言うのは、いや議運の委員長に相談は分かるんです、議運の委員長ですから。でもこれをどこにあれするかというのは、これはいわゆる執行部のいわゆる議長が、議長が答申するんでしょう、議運の委員長に。どこが担当するのかということを諮るのが、議運で諮るんでしょう、まず。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ちょっと待ってください。

○本多事務局長 すみません。今、文書の管理という話がありましたけども、その部分についても控訴人のほうから、原告のほうから主張がありまして、第一審のほうで判決を受けております。

今後も、係争中ということですので、この部分につきましては、今後の裁判においても恐らく審理の対象になるかと思っておりますので、この中でつまびらかに、議会の中で判断すべきではないかなと思っております。

以上です。

○吉村議員 いやちょっと待ってください。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 議会で判断じゃなくて、これは、裁判は裁判なんですよ。司法と立法、行政全然別個でしょう、事務局。裁判、裁判ってみんなもうすぐね、国会議員も含めて係争中ということで全

部逃げてしまいよんですよ。そうじゃないんですよ。議会は議会の中で、ちゃんとしたことやらんと、何のために議会の基本条例つくったの。そうでしょう。今協議せんでもええじゃ言うて、あんまり無責任、自分がこれよそもんぐらいの感覚で、他人事ぐらいに思うちよるけんそうなんよ。当時の議長としてのやっぱり判断いうのは、ちゃんとしたことをせなんだら。だから私は言うように、議運の委員長に相談はこれ当然で、それは別にいけんとかどうのこの言いよるんやなしに、そうじゃないでしょと。形式は、議会のルールいうのは、まずは相談して、これやったら議運を開いてこうやなという過程を踏まんことには駄目なんでしょういう話をしよるだけで、やっぱりこれはルールに基づいたことを我々がしていかなと、行政の監視ができますか。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 吉村議員、そのときは原田議長は、ちゃんとまず議運の委員長に相談。何で総務委員長を呼んだかというのと、こういう裁判、総務委員長なのか、産業厚生委員長なのかといった場合に、総務が適切であるということで呼んだんですよ。

○吉村議員 だから。

○山下議員 だからいいじゃないですか。どこがいけんの。

○吉村議員 いけんのやない、まず付託するのは議運にかけんと、いやいや……

○原田議員 相談するのは構わんでしょう、そのときに。

○山下議員 相談した後に議運で……。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ちょっとすみません。挙手をして発言してください。

少林議員。

○少林議員 話の腰を折って申し訳ないのですが、そういう細かい内部のことも含めて、この検証を議会の中でずっとするべきだと強く私も思います。こうなった原因とか、どこに問題があったのか。でもこの場ではなくて、そういうのをきちんと場をつくっていただきたいと、再発を防がんといけんの。

今まで私も3年間議員していましたけど、いろいろやむやで終わるようなことがとても多かったなと思っています。個人、議員の個人とか議長の個人を責めるのではなくて、どういうあれで、いきさつでこうなってしまうから、今後再発防止こうせんといけんねという、あのとき流れががっと変わったのは私もすごく経験しておりますし、自分もそのときにえって言って、ちゃんとできなかつたことはすごく反省します。それだけの力がなかつたと思っています。

だから、きちんとこれは議会の中で反省する機会をきちんと持つべきだと思います。

○佐々木議長 そういう意見がありますが。吉村議員。

○吉村議員 ここで議論するあれはないんですけども、やはりこれも時間もどんどん迫っておるんで。やはり我々はルールに基づいて、やっぱりかつちりしたことだけはこれからもしていかないけん、そういう意味で、いわゆる一つのあれとして言いよるんで、また時間でもあればまたあれしてください。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 吉村議員の言うことは正しい。そういうふうにせんといけんのやけども、そのときは署名簿という名前の記名簿が上がってきて、議長に渡ったと。そのときに議運の委員長と石川さんも議運の委員ですよね、そのときね。ほんで大体おおむね総務文教に付託するんだらうということちょっと相談がてら呼んだというぐらいで、その後ちゃんと、そしたら議会で総務委員会に付託しましたか。

総務委員会、多分やっていないですよ、付託されていないので。だからもうその程度で終わったわけですよ。だから吉村議員言うのは正しい、相談せんといけんけども、議運には上がってないわけですからね。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 私もう内容については何も言うつもりないんですけど、やっぱり前もここでも言ったんですけど、要望書が来たときに、どういうふうに、どんな手順でどう処理するのか、出した人にどう答えるのかというルールを決めませんか。もうそのときそのときでうやむやで、だからこういうことが起きるんですよね。再発防止ということが一番大事ですので、ルールを決めませんか。

○吉村議員 また次回にあれしようや。次回の協議であれしていこうや。

○佐々木議長 原田議員。

○原田議員 要望書は請願とか陳情とは別なんですよ。そこを皆さん分かってください。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 原田議員、どう違うんですか。

(「議会事務局」と言う者あり)

○吉村議員 事務局が答えるんやない、答えや、自分が。ちゃんと答え。事務局に何で答えらさな  
いけん。そうやろ。

○原田議員 議会で協議するんですか、要望書をこれ。今までどうやったんですか。

○吉村議員 どういう違いがあるかいうこと。

○金繁議員 私もどういう違いがあるかと原田議員に聞いています。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ちょっと待ってください。挙手をお願いします。

金繁議員。

○金繁議員 要望書は書式を整えていないかのような発言が今原田議員からありましたけれども、  
要望書は要望書の書式、ちゃんと議会の事務局のチェックを経て提出されています、町民の  
方々は。法的な効力が違うというだけです。

(発言する者あり)

○金繁議員 いえいえ、原田議員に聞いたのですが、答えていただけないので私が今言っています。  
お聞きください。

ですので、法的な拘束力があるかないかの違いだけです。町民に対して答えなくていいとか  
そういうことではないんです。きっちりと議会として回答を出すべきですし、それをどう処理  
するかのルールは事前に決めておくべきです。いまだにこれがないことを私は一議員として、  
この議会の議員として恥じています。ぜひこのルールづくりを議会で、もう今期中につくるよ  
うをお願いします。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 これ地方自治法上問題ない、ここだけで新たなルールをつくるっていうの。

○金繁議員 前も言っているでしょう。1年ぐらい前。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 特にルールをつくるのは問題はありません。確かにほかの自治体ではつくってい  
るといいますか、示しているところもございますので、その辺りは問題はないかとは思いますが。  
以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 今日ここであれやし、次回これも含めてもうやりましようや。

○佐々木議長 よろしいですか。いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、この(2)の損害賠償請求事件については終わりたいと思います。

続きまして、(3)愛南町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について

を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則による個人情報の保護に関する法律施行規則の改正に鑑み、議長会より改正案が示されております。議会資料6のとおりでございます。

本町議会においても、示された改正案と同様に改正をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 これ読んだときに、議会に対する行為、これは今まさに先ほど話し合っていたような町民からの要望書の提出などがこの議会に対する行為に当たるということでよろしいんですかね。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。

先ほどのような、確かに請願とか要望書とかそういったものも、こういう個人情報には含まれるというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。

この件はほかに質疑ありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ありませんね。

それでは、(3)を終わりたいと思います。

(4)その他、何かございませんか。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 今年の2月に、先進的海洋センターの整備事業、残念ながら不採択になりました。その点で我々議員の中もかなりの、ほとんどの方が賛成という中、町民も結構大多数の方の賛成という中で不採択になり、本当に残念がっております。その残念がっている町民の中で、私のほうに、また同僚議員の支持者の中にも、金繁議員がアンケートを取って、B&G財団の本部のほうにそのアンケートと内容を送付して、それで最終的にはこの結果を査収のほどよろしくをお願いしますという、何か発送をしたらしいんですが、それは事実ですか。

○金繁議員 はい。

○佐々木議長 金繁議員、挙手をお願いします。

金繁議員。

○金繁議員 正確に言うと、私と町民有志がアンケートを作成し、アンケートを行いました。その結果を、集計結果をB&G財団だけではなく町のほうにも提出しました。

というのが、実は、本会議でも言いましたけど、生涯学習課というか愛南町として説明会をしてくださいということでもらいましたけど・・・。

○山下議員 送ったか送らなかったかだけの質問なんです。

○金繁議員 ところがその中で賛成の意見しか出なかったということを町がB&G財団に伝えたいらしいんですね。そのことを町民の方に伝えたら、いやいや反対の意見もあるのにそれじゃあ正しい判断をされなくなるので困るということで、じゃあどうしようねということでアンケートを皆さんと一緒に行って、副町長及びB&G財団にお渡ししました。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 ということは反対の声もこんだけあるんですよっていう意味で送ったんですかね。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 アンケート用紙をよかったら御覧ください。いろんな質問が書いてあります。いろんな意見を聞いていただくということで、賛成の意見だけしかありませんでしたというのは不正確ですので、正確な状況をお伝えするために行いました。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 これ普通は町に対してするもので・・・。

○金繁議員 出しましたよ、だから。

○山下議員 いや、当然。B&Gは選考する立場ですよ。選考する立場なんよ。最終的に2つ残って、そのどちらかに決める立場のところ、こういう何、アンケート、こういう反対のアンケートがありますよとか、それは私は何のために出したのかこれ分かりません。

そして、その中に愛南町議会議員金繁、ほいて有志一同という発送をしようとしたでしょう。これ議会議員の名前を使って、議会議員金繁典子で送るなら、議会の意志がそういうものだと取られるので、議長に許可を得て議会議員金繁典子と、私はそれは当然、ただ金繁典子で出すんやったら私は何も言いません。あたかも愛南町議会はみんなこれ反対しているような感じに取られがちな、私は今回の発送の仕方ではないかと思ったんですよ。そこをちょっと聞きたい。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 私は議員として活動しています。それは町内だけでなく、町外でも愛南町議会議員として講演会、お話し会もしていますし、当然私の意見は町民の方と共有する意見を外に向かって発信していくのは私、議員としての自由な活動だと考えておりますので、何ら問題はないと思います。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 発信することは構いません。だけど、これ本当にこの証明はできませんけど、選考する相手にですよ、こういう議会の中で、町の中でこっだけ説明不足であり、この事業に対して、そういうような内容で相手に送るということは、私、そのB&Gの選考の判断、判断に影響すると私は思われるんですよ。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 まさに判断していただきたく、正しい判断資料をお渡ししなければと思ってお送りいたしました。それが問題だとは一切思いません。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 判断して、採択をしてほしくないという意味で出したということですよ。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 これ2人問答が始まっていますけども、さっきの話と一緒に、これここで議論する問題じゃないでしょう。また違う場で、それはちゃんとせんならもう、ここですたてしやあないでしょう。

○佐々木議長 この件に関してはまた別のあれでやります。

山下議員。

○山下議員 吉村議員、吉村大先輩の意見なんで、また今度、新たな場で話をすることにします。以上。

○佐々木議長 よろしくお願いします。

金繁議員。

○金繁議員 その他でいいですか。今、国会で審議されています地方自治法の改正の案件があります。これ内容は、閣議決定、国会を通さずに政府が閣議決定で地方自治を停止させるような内容です。緊急事態条項をね、憲法を骨抜きにするような緊急事態条項と同様のことが今、審議されていますので、まだ御存知ない議員の方もいらっしゃるかもしれないので、ぜひお目通しいただきたいということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○佐々木議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、これで全員協議会を終了いたします。

終わりに副議長、挨拶をお願いします。

○鷹野副議長 長時間にわたり御審議ありがとうございました

以上をもちまして、第7回全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

愛南町議会議長